

様式コード			
2	1	0	5

健康保険 適用事業所 名称/所在地 変更(訂正)届
 厚生年金保険

常務理事	事務長	部長	課長	係長	係

令和 年 月 日提出

提出者記入欄	健康保険 被保険者証記号	
	厚生年金保険 事業所整理記号	事業所 番号
	事業所 所在地	〒 -
	事業所 名称	
	事業主 氏名	
電話番号	()	

受付印

社会保険労務士記載欄 氏名等

※該当する数字をすべて○で囲んでください。

変更区分	1. 事業所 名称 の変更
	2. 事業所 所在地 の変更

変更前	① 事業所名称	
	② 事業所所在地	〒 - 都道府県

変更後	③ 変更年月日	9. 令和 年 月 日
	④ 事業所名称	(フリガナ)
	⑤ 事業所所在地	(フリガナ) 〒 - 都道府県
	⑥ 電話番号	※左づめで記入してください。(記入例: 03-1234-4321)
	⑦ 変更理由	
	⑧ 口座振替の継続	※管轄内の所在地変更の場合、以下の項目は記載不要です。 1. 継続する ※「1. 継続する」を希望される場合、 ⑨振替口座の変更も記入してください。 2. 継続しない

<提出者記入欄> : 記号番号等は、下記を参照し、新規適用時等に付された記号・番号をご記入ください。

健康保険 被保険者証記号	1	2	3	4															
厚生年金保険 事業所整理記号			0	1	-	A	B	C	事業所 番号	1	2	3	4	5					

<変更区分> : 該当する数字をすべて○で囲んでください。

<変更前>

- ① 事業所名称 : 名称変更を行った場合に変更前の事業所名称をご記入ください。名称に変更がない場合は記入の必要はありません。
- ② 事業所所在地 : 所在地変更を行った場合に変更前の事業所所在地をご記入ください。所在地に変更がない場合は記入の必要はありません。

<変更後>

- ③ 変更年月日 : 名称または所在地が変更になった日付をご記入ください。
都道府県外への所在地変更の場合は、変更後の所在地で事業を開始した日付をご記入ください。
- ④ 事業所名称 : 名称変更を行った場合にご記入ください。名称に変更がない場合は記入の必要はありません。
名称のフリガナは、株式会社を「カ」、特例有限会社を「ユ」、合名会社を「メ」、合資会社を「シ」と略してご記入ください。
前記以外の法人については、略せずにフリガナをご記入ください。
- ⑤ 事業所所在地 : 所在地変更を行った場合にご記入ください。所在地に変更がない場合は記入の必要はありません。
- ⑥ 電話番号 : 電話番号に変更がある場合は、市外局番と市内局番、市内局番と加入者番号の間にそれぞれ-（ハイフン）を記入してください。
- ⑦ 変更理由 : 名称または所在地が変更になった理由を詳しくご記入ください。
- ⑧ 口座振替の継続 : 現在、保険料の口座振替をされている場合、名称または所在地変更後も口座振替を希望される場合は、「1.継続する」を○で囲んでください。
「1.継続する」を選択された場合、「⑨振替口座の変更」をご記入ください。
※管轄内の所在地変更の場合は、記載不要です。
- ⑨ 振替口座の変更 : 現在登録している口座名義と今後振替を希望する口座名義が異なる場合は、「2.変更あり」を○で囲んでください。
この場合、あわせて『保険料預金口座振替納付(変更)申出書』の提出が必要となります。
申出書の提出がない場合、口座振替情報が引き継がれず、変更後は、納付書で保険料を納付していただくこととなります。
また、現在口座振替の登録をしていない場合でも、この届書と同時に申出書を提出していただくことで、口座振替による保険料納付を行うことができます。
※管轄内の所在地変更の場合は、記載不要です。

添付書類

- 法人事業所の場合 : 名称変更・所在地変更共通で、「**履歴事項全部証明書のコピー**」
ただし、所在地変更の場合で、履歴事項全部証明書の所在地と事業を行っている所在地が異なる場合は、**所在地の確認できる書類（賃貸借契約書のコピー等）**を添付してください。
- 個人事業所の場合 : 名称変更 → 公共料金の領収書のコピー等の**名称が確認できる書類**
: 所在地変更 → **事業主の住民票のコピー**
ただし、所在地変更の場合で、事業主の住民票上の所在地と事業を行っている所在地が異なる場合は、**所在地の確認できる書類（賃貸借契約書のコピー等）**を添付してください。
- 変更に伴い保険料の預金口座振替先にも変更がある場合は、あわせて、『**健康保険 保険料預金口座振替依頼書**』『**厚生年金保険 保険料預金口座納付(変更)申出書**』を、それぞれにご提出ください。

※添付書類は、直近の状態を確認するため、この届書の提出日からさかのぼって90日以内に発行されたものを添付してください。

お知らせ

- ・名称変更の場合、健康保険組合の記号は変更されませんが、年金機構の事業所整理記号は変更されます。
- ・所在地変更により、年金機構の管轄年金事務所が変更になる場合、健康保険組合の記号は変更されませんが、年金機構の事業所整理記号と事業所番号は変更されます。